

人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクト
選定基準（事務局原案）

「人と暮らしの伊那谷遺産プロジェクト選定委員会」が実施する「人と暮らしの伊那谷遺産」の選定基準を次のとおり定める。

1. 選定の対象地域

原則として上伊那地域及び飯伊地域の22市町村とし、関連する周辺地域より選定することを妨げないものとする。

※22市町村：飯田市、伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村

2. 選定の基準

次に示す3つの選定基準のいずれかを満たしていなければならない。

- <選定基準①> 土木工学的な工夫が認められる遺構
- <選定基準②> 自然史や自然災害の歴史を示すもので、後世に引き継ぐべきもの
- <選定基準③> 地域住民が生活していく上で、努力や工夫をしなければならなかった背景が判るもの

3. 除外の基準

次に示す3つの除外基準のいずれかに抵触してはならない。

- <除外基準①> 伝承のみで実体がないもの
- <除外基準②> 信仰の対象であることしか認められないもの
- <除外基準③> 著名な災害にまつわるもの以外の碑